

(目的)

第1条 学校法人松山大学(以下「本法人」という。)は、松山大学及び松山短期大学が自ら行う点検、評価及び改善の活動並びに内部質保証システムの客観性、公平性及び妥当性を担保するため、学校法人松山大学自己点検・評価外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)を置く。

(構成等)

第2条 外部評価委員会は、人格識見が高く、かつ、本法人の振興及び発展に関心と理解のある学外の学識経験者3名をもって構成する。

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第1項の委員に欠員が生じたときは、速やかに後任委員を選出する。ただし、後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外部評価委員会に委員長を置く。

6 委員長は、委員の互選により推薦し、理事長が委嘱する。

7 委員長は、外部評価委員会を代表し、その業務を統括する。

(開催)

第3条 外部評価委員会は、理事長が招集を請求し、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、他の委員の年長者が議長を代行する。

3 外部評価委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 議長は、必要に応じて本法人の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議事項)

第4条 外部評価委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 本法人が設置する松山大学及び松山短期大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設、設備及び財務の状況について実施する自己点検・評価活動に対する評価に関する事項

(2) 自己点検・評価活動に基づく改善活動の実施状況に対する評価に関する事項

(3) 内部質保証システムの有効性及び適切性に対する評価に関する事項

(4) 大学認証評価への対応及びその後の改善活動に資する提言に関する事項

(5) その他理事長が必要と認める事項

2 外部評価委員会は、前項各号の審議の結果を、外部評価報告書として取りまとめ、理事長に報告するものとする。

3 理事長は、前項の報告を受けたときは、当該報告の内容を当該大学又は短期大学の長に通知するものとする。

(手当)

第5条 外部評価委員に対し、別に定める手当を支給する。

(所管)

第6条 外部評価委員会に関する事務は、教学推進課が行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、常務理事会が定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則(2026(令和8)年5月26日)

- 1 この規程は、2026(令和8)年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、学校法人松山大学外部評価委員会規程(2017(平成29)年12月19日制定)は廃止する。